

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

こまきクリーンアップ・グリーンアップ・グレードアップ計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

愛知県小牧市

3. 地域再生計画の区域

小牧市の全域

4. 地域再生計画の目標

本市は、濃尾平野の北東部、名古屋市の北方約 15 キロメートルに位置しており、市域面積は 62.82 平方キロメートルで、豊臣秀吉と徳川家康が小牧山をめぐる攻防戦を展開した「小牧・長久手の合戦」で歴史にその名をとどめている。

昭和 30 年、県内 21 番目の市として誕生した当時は、農業に依存する人口約 32,000 人の田園都市であったが、市制施行して間もない昭和 34 年に伊勢湾台風に見舞われ、その被害からの復興を契機に財政基盤確立のため積極的な工場誘致と大型団地の誘致を図った。その後、高度経済成長期に入り、東名・名神高速道路及び中央自動車道が開通すると、名古屋空港と合わせ、中部の空・陸両交通の要衝としての地の利を活かし、活力に満ちた自立性の高い内陸工業都市へと大きな変化を遂げ、今では人口約 15 万人の中部の中核都市へと発展した。

しかし、その一方で、急激な都市化の進行は、公共用水域の水質汚濁や都市の排水機能の低下、緑地等の減少など深刻な問題を生み出した。

市内には、一級河川 16、準用河川 11 の河川が流れているが、特に河川の規模が大きい一級河川の大山川と合瀬川については、昔から市民の憩いの場として親しまれており、また、合瀬川沿いには本市のシンボル「小牧山」や県内屈指の規模を誇る総合体育館を有する「小牧市スポーツ公園」が、大山川沿いには総合公園「市民四季の森」や「ほたるの里」などの緑地が設置されていることから、これらの公園・緑地などの公共施設を有機的に結ぶ「水と緑のネットワーク」づくりのために、現在、大山川と合瀬川の河川堤防敷を活用した緑道整備を進めている。

しかし、その水質は汚水処理区域の拡大に伴い浄化が進みつつあるものの、昔のような清流にはほど遠いのが現状であり、また、親水空間となりうるその他の河川やため池なども同様に水質の悪化が懸念されている。

本市では、生活排水を処理するために、昭和 52 年から公共下水道事業に着手し、平成元年からは個人設置型浄化槽に対しての助成金事業を行っている。また、平成 16 年度には本市の東部の大草地区において農業集落排水事業を供用開始するなど

地域特性に応じた汚水処理施設の整備を進めているが、平成 16 年度末の汚水処理人口普及率は 78.4%に留まっている状況である。

このため、汚水処理施設整備交付金を活用し、下水道の整備や合併浄化槽の普及など地域特性に応じた汚水処理施設の整備を一層推進し、小牧市全域における生活環境の改善と河川浄化による水環境の保全を図っていく。

また、「合瀬川の清流を取りもどす会」、「大山川を愛する市民の会」などの市民団体などによる河川清掃や緑化活動、ホタルの育成など自然保護のボランティア活動が実施されていることから、市としてそれらの団体と協働しながら、本市の水辺環境の改善を図っていく。

こうした行政による汚水処理施設の整備の一層の推進や市民団体などによる河川清掃などの環境美化の取組（クリーンアップ）と行政による河川堤防を活用した緑道の整備による水と緑のネットワークづくりや市民団体などによる緑化活動・自然保護活動などの取組（グリーンアップ）を通して、美しい水辺空間の再生を図り、快適でやすらぎのあるまちづくり（アメニティのグレードアップ）を目指す。

（目標 1）

汚水処理施設の整備促進（汚水処理人口普及率を 78.4%から 84.4%に向上）

（目標 2）

大山川クリーンキャンペーン行事の参加者増（平成 16 年度参加者約 750 人を 1,000 人に増加）

5. 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

本市では、昭和 48 年に桃花台ニュータウン地区の公共下水道事業の認可を受け下水道事業がスタートし、昭和 52 年には五条川左岸流域下水道の関連公共下水道事業として変更認可を受け、既成市街地の下水道整備に着手した。昭和 62 年 4 月に一部の区域で供用開始され、事業の進捗に合わせて認可区域、供用開始区域を順次拡大し、平成 17 年 6 月 1 日現在の事業認可区域は 2,463 ヘクタール、供用開始区域は 1,558 ヘクタールとなっている。地域再生計画の区域となる舟津、二重堀、三ツ淵地区は、いずれも隣接する区域が既に供用開始されており、下水道の整備が遅れている地区であり、この三地区を重点的に今後 5 年間で下水道を 20,200m 整備する。また、公共下水道事業認可区域外においては、浄化槽（個人設置型）の整備を促進することにより、汚水処理人口普及率を向上させ、河川浄化による水環境の保全を図るものとする。

また、河川堤防を活用した「大山川緑道」や「合瀬川緑道」の整備による「水と緑のネットワーク」づくり、市民団体等による河川の環境美化・緑化活動など、さらには、旧プログラムに基づき認定を受けた地域再生計画「空・陸交通の玄関「こまき」再生計画」の推進を図ることにより、住民が快適に居住できるまちづくりを実現する。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道……舟津地区 平成 8年3月に事業認可
二重堀地区 平成 13年5月に事業認可
三ツ淵地区 平成 17年3月に事業認可

[事業主体]

いずれも小牧市

[施設の種類]

公共下水道、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

公共下水道 小牧市内の舟津地区、二重堀地区、三ツ淵地区
浄化槽（個人設置型） 小牧市内の公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業供用開始区域を除く区域
詳細は別添区域図による。

[事業期間]

公共下水道 平成 17年度～21年度
浄化槽（個人設置型） 平成 18年度～21年度

[整備量]

公共下水道 150～200 L = 20,200m
浄化槽（個人設置型） 5人槽 60基
7人槽 120基
10人槽 60基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 舟津地区で806人、二重堀地区で1,928人、
三ツ淵地区で113人
浄化槽（個人設置型） 650人

[事業費]

公共下水道	事業費	440,000千円
	（うち、交付金	220,000千円）
浄化槽（個人設置型）	事業費	101,700千円
	（うち、交付金	33,900千円）
合計	事業費	541,700千円
	（うち、交付金	253,900千円）

5 - 3 その他の事業

(1)水と緑のネットワークづくり

市民が水辺空間を楽しみながら安全、快適に散策、ジョギングなどの健康づくりを行うとともに、まちの景観を高める施設とするため、一級河川の合瀬川と大山川の河川堤防を活用して緑道を順次整備していく。

- ・ 合瀬川緑道整備事業

一級河川合瀬川沿いには小牧市のシンボル「小牧山」や県内屈指の規模を誇る総合体育館を有する「小牧市スポーツ公園」等多くの公共施設が隣接、近接しており各公共施設を有機的にネットワークできるように緑道を整備する。

- ・ 大山川緑道整備事業

市東部の一級河川大山川沿いに隣接、近接する「市民四季の森」、「ほたるの里」、「ふれあいの森」、「温水プール」等へのウォーキング、サイクリングでのアクセスルートとしての利用を図るとともに、県が整備を進めている尾張広域緑道との一体性を確保し、歩行者空間のネットワークの推進を目指す。

(2)市民団体等による河川の清掃活動・緑化活動への協働・支援

本市では市民団体等による河川の清掃活動や緑化活動などが年々活発化してきていることから、これらの団体との協働や支援により、本市の水辺環境の改善を図っていく。

- ・ 「合瀬川の清流を取りもどす会」

昭和48年に流域の水質を保全し、環境美化により、魚がすみホタルが飛ぶ豊かな自然を取り戻し、住民の健康で快適な生活ができる環境を作ることを目的に沿川2市3町（犬山市、扶桑町、大口町、小牧市、師勝町）により結成され、水質保全に関する調査研究などを行っている。

- ・ 「大山川の自然に親しむ会」

昭和57年に流域の住民を中心として誕生し、大山川の自然を大切にし、時代を担う子どもたちに自然とふれ合い、自然に親しむ場を守り育てることを目的に河川の自然環境保全や魚介類、ホタル等の育成などを行っている。

- ・ 「大山川を愛する市民の会」

小牧市に源流を持つ大山川をテーマに市街地活性化に取り組んできた小牧商工会議所の呼びかけにより、20年以上大山川の美化運動やホタルの復活活動を進めてきた「大山川の自然に親しむ会」を母体に環境保護、自然保護、緑化推進などに取り組まれている市民、企業、団体を集結して平成16年に誕生し、大山川のクリーンキャンペーンや流域の植生調査などの緑化活動などを行っている。

(3)旧プログラムに基づく地域再生計画の取組

小牧市では、旧プログラムに基づく地域再生計画「空・陸交通の玄関「こまき」再生計画」の認定を受け、目標の1つとして名鉄小牧線沿線の住環境整備に取り組んで

いる。これは、平成15年3月に名鉄小牧線が名古屋市営地下鉄と接続したことを契機に名鉄小牧線沿線の拠点となる3地区の下水道事業、土地区画整理事業などの基盤整備を実施するものであり、本地域再生計画の推進に大いに貢献するものである。

6. 計画期間

平成17年度～21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を市が調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業内容の見直しを図るために、施設の整備状況等について評価・検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし